## かすみがうら市 障害者活躍推進計画

( 市長部局 )

かすみがうら市

令和2年4月1日

機関名	かすみがうら市
任 命 権 者	かすみがうら市長
	※ かすみがうら市は、障害者任免状況通報におい
	て、市教育委員会の機関に勤務する職員を市長部局
	に勤務する職員とみなす特例認定を受けている。
	また、市長部局が一元的に職員の採用及び異動事
	務並びに職員研修を行っていることから、本計画の
	目標は各機関共通のものとして設定する。
計画期間	令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)
かすみがうら市にお	かすみがうら市においては、本計画作成時点では
ける障害者雇用に関	法定雇用数を満たしておりますが、積極的な雇用を
する課題	推進します。
	今後も法定雇用率の維持を目指すとともに、障害
	者である職員が活躍できるよう体制づくりを推進
	し、必要に応じた支援ができるよう取組を図りま   
	す。
■目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】(各年6月1日時点)    (名 年 年) 火熱年6日1日時長のは中国田本以上
	(各 年 度)当該年6月1日時点の法定雇用率以上     (証価方法) 気気のほの状況 通報により提展・選集
	(評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗     管理する。
②定着に関する目標	離職者を極力生じさせないよう努める。
(上) (上) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日	○
	人事記録を元に、障害者雇用率制度における対象
	障害者について、前年度採用の定着状況を把握・
	進捗管理する。
■ 取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	〇障害者雇用推進者として総務部長を選任する。
	〇障害のある職員が5人以上の機関については、障
	害者職業生活相談員を選任する。
(2)人材面	〇障害者職業生活相談員に選任された者(選任予定
	の者を含む。)は、障害理解を深め障害のある職
	員を適切に支援するため、必要な研修を受講す
	る。

2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	〇かすみがうら市職員の自己申告に関する規程に
	基づく自己申告書を活用し、本人と職務の適切な
	マッチングができているかを把握し、必要に応じ
	て職務の選定及び創出について検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	〇かすみがうら市職員の自己申告に関する規程に
(1) 100 100 100	基づく自己申告書を活用し、必要な配慮等を把握
	したうえで、断続的に必要な措置を講じる。
	〇なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの
	要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲
	で適切に実施する。
(2)募集·採用	<ul><li>○知的障害者,精神障害者及び重度障害者の積極的</li></ul>
	な採用に努める。
	〇個別に就業に対する要望等のヒアリングを行い、
	障害特性に配慮した配属先を検討する。
(3)働き方	〇時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇
	の利用を促進する。
(4)キャリア形成	〇本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修
	等の教育訓練を実施する。
(5) その他の人事管理	〇かすみがうら市職員の自己申告に関する規程に
	基づく自己申告書を活用し、職務状況の把握、体
	調配慮を行う。
4. その他	
	〇国等による障害者就労施設等からの物品等の調
	達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施
	設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡
	大を推進する。